

酪農経営支援システムの運用について

一般社団法人 北海道酪農畜産協会

平成 21 年 11 月 13 日制定

平成 25 年 4 月 1 日改正

(目的)

第1条 この規定は、一般社団法人北海道酪農畜産協会（以下「協会」という）が、道内の農業協同組合等の関係機関（以下「JA等」という）に対し、JA等が行なう酪農経営への営農支援・指導等に資するための情報提供を行う酪農経営支援システム（以下「支援システム」という）の運用について定める。

(業務)

第2条 協会は、支援システムの運用にあたり次の業務を行う。

- (1) 支援システムの運用に必要な情報・データの分析・加工処理
- (2) 分析・加工した情報の提供
- (3) 提供した情報に基づくJA等への営農支援

(データの提供)

第3条 支援システムの運用による情報提供を希望するJA等は、対象となる酪農経営（以下「酪農経営」という）の以下のデータを供与するものとする。

- (1) 公益社団法人北海道酪農検定検査協会（以下「検定検査協会」という）が保管する「牛群検定データ」
- (2) JA等から供与される「クミカン等明細データ」及び「乳量・乳成分データ」
- (3) その他支援システムの運用に必要なデータ

(情報の加工分析及び提供)

第4条 協会は、第3条により供与を受けたデータを分析・加工して、JA等に情報を提供するものとする。

2 支援システムの運用により協会がJA等に提供する情報は次のとおりとする。

- (1) 酪農経営に係る繁殖成績等の生産技術及び生産費・所得等の経営成果
- (2) JA等管内の(1)に関わる平均値等
- (3) その他

3 情報の加工分析及び提供を希望するJA等は、別紙1の利用申請書を協会に提出するものとする。ただし、過年度に利用申請書を協会に提出している場合は、別紙1の1に準じ、酪農経営の一覧のみを提出する。

(データ及び情報の取扱い)

第5条 支援システムの運用によって得られたデータ及び情報の取扱いについては、協会が別に定める「個人情報保護管理規程」によるものとする。

(その他)

第6条 この規定に定めるもののほか、支援システムの運用に必要な事項については別に定めるものとする。

附則 この規定は、平成21年11月13日から適用する。

この規定の改正は、平成25年4月1日から適用する。

酪農経営支援システムの利用について

一般社団法人 北海道酪農畜産協会

平成 21 年 11 月 13 日制定

平成 25 年 4 月 1 日改正

1 目的

「酪農経営支援システムの運用について」第6条の規定に基づき、必要な事項を以下のとおり定める。

2 収集データ及び提供する情報の時期

協会が収集するデータは前年1月～12月のデータとし、協会からJA等への情報提供は、原則として年1回とする。

3 支援システムの運用・流れ

(1) 利用の申請

JA等は、支援システムによる情報提供を希望する酪農経営のクミカンコード及び牛群検定コードを記載した、別紙1の利用申請書を協会に提出する。

(2) データの供与

① JA等は、協会から指示のあった時期までに、クミカン等収支明細データ及び乳量・乳成分データを協会に供与するものとする。

② 協会は、牛群検定データを検定検査協会から供与を受けることとする。

(3) 情報の提供

協会は、供与を受けたデータを分析・加工処理し、JA等に情報を提供するものとする。

4 データ供与に係る同意等

(1) JA等は、協会に酪農経営のデータを供与するにあたっては、個人が特定できないよう配慮するものとする。

(2) 牛群検定データの供与にあたっては、酪農経営の所属する乳検組合等より別紙2の同意書を提出するものとする。

なお、協会は牛群検定データの供与を受けた酪農経営の牛群検定コードを乳検組合等に通知することとする。

5 本システムの利用等にかかる経費は、協会が負担する。ただし、データの供与等に係る通信料などの実費は夫々が負担する。